

令和7年4月1日から、課税事業者の方は契約締結時の「課税事業者届出書」の提出が不要になります。

曾於市発注の建設工事・測量設計、業務委託および物品の契約締結時に、落札者より「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務負担軽減のため、令和7年4月1日以降の契約から「課税事業者届出書」の提出を不要といたします。

	令和7年3月31日までの契約	令和7年4月1日以降の契約
課税事業者	「課税事業者届出書」が必要	※提出不要
免税事業者	「免税事業者届出書」が必要	

免税事業者の方は引き続き「免税事業者届出書」の提出が必要です。
「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として取り扱いますので、契約締結時に「免税事業者届出書」の提出漏れがないようご注意ください。